



特別自治市構想について ～住民目線から見た制度概要～

令和4年5月6日
神奈川県

特別自治市構想とは

指定都市が、県から独立するということ

<事務>

指定都市事務に加え、
市域内の道府県事務※まで処理する

(※包括する市町村間の連絡調整事務や補完事務は担わない)

<税財政制度>

道府県税を含め、
市域内の地方税の全てを賦課徴収する

構想の法制度化を目指すとしている理由

① 道府県と指定都市間の「二重行政」

- ・事務・権限が分かれていることにより、窓口が分散し、事務処理に時間がかかるなど非効率
- ・手続面等で住民にとって過重の負担

② 大都市特例事務に関する

「税制上の不十分な措置」

これらに対する<県の基本的な考え方>は…

① 「二重行政」

〈県の基本的な考え方〉

- ・法令に基づく役割分担や住民ニーズに基づくもので、
二重行政の指摘は当たらない（図書館、公営住宅等）
- ・指定都市から課題が指摘されれば、個別に権限移譲
とそれに伴う財源措置を図っている（パスポートの発給
事務等）

〈現行の権限移譲に係る協議の仕組み〉

- トップ同士の
「指定都市都道府県調整会議」



横浜市及び川崎市との「指定都市都道府県調整会議」
(令和2年11月)

- 事務レベルでも、
「県・市町村間行財政システム改革推進協議会」

② 「税制上の不十分な措置」

特別自治市構想は、

市域内の県税分も特別自治市が一元的に賦課徴収

⇒ 県は大幅な税収減

<県の基本的な考え方>

指定都市特有の財政需要は、

地方間の財源の奪い合いではなく、

本来の仕事量に応じた税源を、共に国に求めるべき

国と地方の税源配分は… 地方の仕事量に見合っていない。

(地 方)
歳 出
(仕事量)

(国)

6

4

税 収

4

6

財政問題は指定都市だけでなく
地方全体の構造的問題

特別自治市構想の問題点

- ① **県の総合調整機能への支障**
広域行政事務の分断
- ② **財政面からの影響**
県民・市民への大きな費用負担
- ③ **住民代表機能への影響**

特別自治市構想の問題点①

① 県の総合調整機能への支障

県は、指定都市内外を問わず総合調整機能を発揮

⇒ スケールメリットを活かした取組や
市町村のバックアップを展開

例えば、コロナ禍における医療提供体制「神奈川モデル」では、

【広域的な総合調整機能】

指定都市から市域外への
入院・搬送調整などを県が実施

【参考】県による入院・搬送調整等の実績

指定都市	件数 (R2.4~R4.3)
横浜市分	3,838
川崎市分	1,315
相模原市分	339
計	5,492

特別自治市が実現した場合…

⇒ 県と特別自治市に区域が分割され、
広域的な入院・搬送等に支障が生じる

特別自治市構想の問題点①

広域行政事務の分断

警察事務では広域犯罪への対応に懸念

その他、災害対応や新興感染症対策等にも影響

【警察事務】

- ・ 県内で完結していた多くの事件が県境を超えた広域事案になる
- ・ 指定都市側「都道府県と警察本部の共同設置が考えられる」
(⇒警察を分割するデメリットを軽減する次善の策にすぎない)



特別自治市が実現した場合…

県が包括する市町村に関する連絡調整や、

市町村同士の利害調整、補完事務など

広域自治体が果たしてきた機能が失われる

⇒ 指定都市域を含む住民サービスが低下

特別自治市構想の問題点②

② 財政面からの影響

<県税の性質>

県税収入は、県が広域自治体として県内全域における幅広い行政サービスを提供するために活用するもの
⇒使用料や手数料のように、個々の行政サービスの直接の対価として支払うものではない。

<県税と歳出の比較>



特別自治市構想の問題点②

特別自治市が実現した場合…

指定都市域の**税源が全て移譲されれば、大幅な県税の減少**



税源移譲に伴う県税の減少分は、全額が地方交付税により財源保障されるわけではなく、県独自の行政サービスの財源としている「留保財源」が大幅に減少

〈県の留保財源〉 令和元年度2,408億円

横浜市移行による影響

△ 960億円

3 指定都市移行による影響

△ 1,500億円

と見込まれる

その結果、

指定都市以外の地域では行政サービスの水準が低下

(各種医療費助成、警察官増員分、私立学校経常費補助 等)

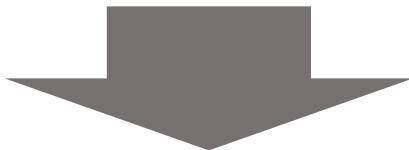
県民・市民への大きな費用負担

- 現在、指定都市域内にある県有施設は**717施設**
(財産価格は約1兆465億円)

例えば、

県庁舎や警察本部庁舎は横浜市から
移転が必要になる…

費用負担の考え方
は示されていない



特別自治市が実現した場合…

特別自治市区域外への移転や移管（県⇒市）必要
⇒ 新たな用地取得や移転費用等の発生
(指定都市域を含む住民に費用負担)

③ 住民代表機能への影響

- ・特別自治市は、

道府県と指定都市の権限と税財源を併せ持つ
巨大な「一層制」の地方自治体

例えば、

東京都でも特別区との2層制…

！公選の区長等が
必要と
指摘されている

特別自治市が実現した場合…

1人の市長と市議会のみで地方自治を担う
⇒ 住民意思を的確に反映できるか疑問

総理大臣の諮問機関である地制調からの指摘（H25.6月）

① 全ての県、市町村の事務を処理することによる影響

☞ 県の総合調整機能への支障（スライド6、7）

② 全ての県税、市町村税を賦課徴収することによる影響

☞ 財政面からの影響（スライド8、9、10）

③ 何らかの住民代表機能を持つ区の必要性

☞ 住民代表機能への影響（スライド11）

二層制には、こんなメリットも

<具体的な事例>

・横浜市

ベトナムとの友好 … ベトナム企業12社を県内に誘致
12社中10社横浜市(1社は川崎市)

・川崎市

京浜臨海ライフ… 殿町企業誘致70社中、県が26社を誘致
イノベ総合特区 多摩川スカイブリッジ橋りょう部分
について県が1/3相当を負担

・相模原市

さがみロボット産業特区 …市内に県は53社を誘致
うちロボット関連11社を誘致

**県と指定都市が、
相互に協力・補完することでより大きな成果に！**

特別自治市構想の法制度化について

○仮に実現した場合、

- ・県の総合調整機能が失われ、
指定都市域を含む住民サービスが低下
- ・県独自の行政サービスの財源である
留保財源が大幅に減少し、
指定都市以外の地域で行政サービス水準が低下
- ・県有施設の移転や移管のため、
新たな用地取得や移転費用等（指定都市域を含む住民に費用負担）が発生



住民目線から見て法制度化することは妥当でない

県と指定都市は、現行制度下で
より一層の協調連携の取組を推進すべき